

大阪市水道局告示第29号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

令和6年4月18日

大阪市水道局長 谷川友彦

名 称	所 在 地	指 定 日
株式会社トラストオール	大阪市淀川区宮原2丁目12番14号LM新 大阪5-725	令和6年 3月31日
ANX株式会社	大阪市城東区野江4丁目4番9-705号	
株式会社藤原組	大阪市住吉区我孫子東3丁目11番11号	
大成設備工業株式会社	大阪府堺市西区菱木4丁2717番地1	
株式会社WASKE	大阪市天王寺区舟橋町15番37号	
株式会社フレット	兵庫県西宮市二見町2番23号	
大東設備工業株式会社	奈良県奈良市紀寺町807番地の3	
ロイヤルホームセンター株式会社	千葉県習志野市東習志野6丁目7番15号	
大形設備株式会社	大阪市城東区東中浜8丁目6番4号	

株式会社アート・ワン	大阪府吹田市岸部南3丁目20番3号	
淀川土木	大阪市淀川区木川東1丁目10番22号 新大阪ファミール東205号	
株式会社LINK	千葉県柏市藤ヶ谷宮下1173番地1	

(水道局工務部給水課)